



社会福祉法人 東幸会

とうこうえん
相談支援センター 東幸園

【総合相談】(指定特定相談・指定障害児相談)

【障がい児(者)の福祉サービス・療育・医療・保健・制度
・在宅生活全般に関する事など、あらゆる相談に応じます】

相談無料 8:30~17:30 営業日(月曜~金曜)
(電話は、24時間365日対応します)

障害福祉サービスの
利用に関する事

障害者総合支援法等
制度に関する事

成年後見権利擁護等
に関する事

サービス等利用計画
作成

(問合先) 電話 0178-35-2002

〒031-0833 八戸市大字大久保字生平 44 番地 77

担当：晴山

障害福祉サービスをご利用するには

- ◎最近、介護が大変になってきた。
- ◎施設やグループホームを利用したい。
- ◎ホームヘルパーさんに来てもらいたい。
- ◎作業所等に通所して仕事をしたい。
- ◎急用があるので短期間、施設を利用したい。
- ◎外出を手伝ってほしい。
- ◎仕事の都合で放課後等の一時預かりをお願いしたい。等

障害福祉サービスを利用する際、指定相談支援事業者（特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者）に「サービス等利用計画」（案）（状況に応じたサービス等を組み合わせた計画）を作成してもらう必要があります。

* サービス利用の手続き *

①市町村窓口で相談・申請

◎当センターで代行できます。

相談支援専門員が親切丁寧に対応します。

②サービス等利用計画（案）の作成依頼

◎当センターで「サービス等利用計画」（案）を作成できます。



③聞き取り調査

調査員が生活状況や障害支援区分認定に必要な調査を行います。

④障害支援区分認定

医師意見書等も含み市町村審査会にて区分が決まります。

区分1 ~ 区分6
(低) (高)

* 支援や介護の必要性

⑤サービス等利用計画案の提出

サービス調整に係る担当者会議があります。

⑥支給決定

障害福祉サービス受給者証が交付されます。

⑦サービス提供事業者（福祉施設等）と契約する。

⑧サービスを利用する。

